

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けた。
申立期間は、私は実家で家事手伝いをしており、亡き父が、家族全員分の国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、母の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、一緒に納付してくれていたはずの私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、亡き父が、私を含め家族全員分の保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているところ、その父は国民年金制度が発足した昭和36年4月初から、その妻共々国民年金に加入し保険料を納付しており、46年1月からは、付加保険料も納付しているなど、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の母は、申立期間の国民年金保険料は納付済みである上、保険料を完納している。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みであることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、申立期間直前の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料が50年4月に納付されていることが確認できることから、当該時点において、現年度納付が可能であった申立期間の保険料のみを未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間について社会保険事務所（当時）から、納付事実が確認できないとの回答があった。会社退職後に国民健康保険に切り替える時に、国民年金の加入手続も、国民年金保険料も、自分で手続し納付している。

私は、申立期間以外の国民年金被保険者期間はすべて納付しているので、申立期間だけ未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、「国民健康保険への切替時に国民年金の加入手続を行い、A市発行の納付書で国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 6 月 28 日以降に払い出されている上、A市からの回答により、申立人は 58 年 3 月 22 日に国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られず、A市から申立人に対し、昭和 59 年度分の国民年金保険料の納付書が発行されていたものと考えられる。

また、申立人は申立期間②前後の国民年金保険料を納付済みである上、当該期間の生活状況や収入はその前後と比べ特に変化はなかったとしており、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情

も見当たらない。

さらに、申立期間②は12か月と短期間であるとともに、国民年金保険料の納付済期間は1か月を除きすべて現年度納付していることが確認できる。

一方、申立期間①については、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和57年6月28日以降であることが確認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人は保険料の納付時期、納付場所等の記憶が曖昧であり、申立人が過年度納付を行った形跡も見られない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和61年4月から62年3月までの12か月分の国民年金保険料を、A銀行B支店からの口座引き落としか現金振込みかどちらか覚えていないが、私の夫の分と一緒に納付したと記憶している。いつも夫の分と一緒に納付しており、夫の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付済みである上、申立人が保険料と一緒に納付したとするその夫も申請免除期間を除き、保険料を完納している。

また、申立人は、昭和50年10月から54年6月までは国民年金に任意加入している上、49年1月から59年11月までは付加保険料も納付していることに加え、平成14年4月から夫婦共に口座振替制度により納付していることから、申立人とその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してきたと主張しているところ、オンライン記録により、昭和59年度及び62年度から平成13年度までの180か月間については、11か月間を除きすべて夫婦同一日に納付されているほか、納付済期間はすべて現年度納付期限内の納付となっていることから、申立人の夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年11月から42年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

私が国民年金に加入したきっかけは、自営業であるため老後の生活設計の原資として年金の大切さを理解していたことと、納税組合等に加入していた夫の強い勧めがあったからである。

昭和45年当時、過去にさかのぼって国民年金保険料を納付することができる特例納付制度があることを知り、役場、社会保険事務所(当時)及び銀行まで足を運び、同制度の活用について相談して国民年金への加入手続を行うとともに、20歳までさかのぼって保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)が管理する申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年7月1日付けで払い出されており、また、申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は44年4月1日となっていることから、申立期間①及び②は、平成20年11月28日付けで資格取得日が20歳到達時点の昭和41年*月*日に記録訂正されるまでの間、国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、申立人の国民年金未加入期間であった昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付した記録が確認できることから、当時、行政側の対応及び記録管理に誤りがあった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、国民年金への加入手続を行うとともに、20歳までさかのぼって特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているところ、昭和44年4月1日以前に厚生年金保険等の加入歴は無く、40年6月*日に婚姻したその夫も、36年4月の国民年金制度発足時から強制加入被保険者であったことから、本来、申立人は20歳を迎える41年*月*日から、特例納付をするために必要な条件である国民年金の強制加入対象者であったと認められ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和45年7月1日であることから、42年4月から43年3月までの保険料を納付した時期は、第1回特例納付期間中であると推認される上、特例納付は制度上、先に経過した月の保険料から順次に納付することとなっているため、申立期間①の保険料も一緒に特例納付されていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和44年4月から60歳到達で資格喪失する平成18年10月までの国民年金保険料は、すべて納付済みとなっている上、申立人に国民年金への加入を強く勧めた申立人の夫も、昭和36年4月の国民年金制度発足時から60歳到達で資格喪失する平成11年8月までの保険料をすべて納付済みであることから、申立人夫婦は保険料の納付意識が高かったものと考えられるところ、その申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年7月時点において、申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であったにもかかわらず、当該期間の保険料を未納のままとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで
昭和58年1月ころ、A町役場で国民年金の加入手続を行った時に、同町職員から申立期間の国民年金保険料の説明を受けた。
そこで、昭和58年3月に船員保険の失業給付金で国民年金保険料を一括納付した記憶があるので、未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と船員保険との切替手続をほぼ適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年10月25日以降に払い出されていることから、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する58年3月時点において、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間に係る保険料の納付状況を具体的に記憶しており、その主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月

国民年金保険料について、私の納付記録が昭和 55 年 3 月から同年 9 月までの間、未納になっていることが分かった。

国民年金保険料については、いつも妻の分と一緒に納めていたはずなのでおかしいと思い、社会保険事務所(当時)に調査を依頼したところ、A町が保管していた納付記録により、昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの保険料は妻と同様に納付済みであることが確認できた。

しかしながら、昭和 55 年 3 月分の国民年金保険料は、依然として納付事実が確認できないままであり、これは社会保険事務所(当時)側のミスであると思うので記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、昭和 44 年*月に 20 歳を迎え、国民年金被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、A町が保管する国民年金被保険者名簿の記録により平成 21 年 1 月 23 日付けで納付済みに追加訂正されていることから、当時、社会保険事務所(当時)の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

さらに、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日が昭和 55 年 3 月 16 日と記載されており、申立期間以前に加入していた厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と一致していることから、当時、申立人は厚生年金保険と

国民年金の切替手続を適切に行っていたものと推認でき、当該切替手続時点において現年度納付が可能であった申立期間の国民年金保険料を納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得年月日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険加入期間の確認をしたところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和49年4月1日にA社B支店に勤務し、同年8月に一度退職したが、同年9月にまた同支店に勤務後は、転勤による異動はあったものの、平成2年1月末に退職するまで継続して勤務していた。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。当時の辞令があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令及びC社（申立期間当時はA社、平成8年1月26日に名称変更）が保管している給与台帳により、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和52年6月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の厚生年金保険料控除額及び昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出及び保険料の納付は行っていない。」と

回答していることから、事業主が、申立期間の資格取得日を昭和 52 年 7 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 52 年 6 月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から61年3月まで

私の国民年金の加入手続は、20歳の時に亡き父が行い、国民年金保険料の納付もしてくれていたが、大学生であった昭和52年9月から55年3月までの保険料が納付されているのに、実家に帰って自営業の手伝いをしていた申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和55年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、61年5月24日に記録訂正されるまでは、同年4月25日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、A市への照会結果によると、「申立人の昭和61年4月25日に資格取得した記録は、同年5月24日において、59年8月13日に訂正処理されたものであり、昭和59年度及び60年度の納付書の作成は行っていない。」と回答している。

さらに、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の父は既に他界しており証言は得られない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人及びその亡き父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から8年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、平成6年9月ころ、A県B区からC県D市へ住所を異動した時に、国民年金の被保険者資格取得手続きを行い、国民年金保険料は年4回に分けた3か月分ずつの納付書で年何回か納付していた。その後、平成8年3月にC県E市へ住所を変更した時に残り10万円くらいを一括納付したはずである。

D市へ国民年金保険料の免除申請手続きをした記憶が無いにもかかわらず、申立期間が申請免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年9月ころ、A県B区からC県D市へ住所を異動した時に、国民年金の被保険者資格取得手続きを行い、国民年金保険料は年4回に分けた3か月分ずつの納付書で年何回か納付していた。」と主張しているが、D市では、平成元年4月より、保険料は毎月翌月の末日までに納付する毎月納付方式に改められていることが確認でき、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、「申立期間について、D市へ国民年金保険料の免除申請手続きをした記憶が無いにもかかわらず、申立期間が申請免除期間となっている。」としているが、申請免除の手続きは、制度上、国民年金の被保険者が年度ごとに申請して承認を受けなければならないことから、行政側の記録管理の不備は考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から62年6月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨回答を受けた。
私は、20歳の夏ころに、A県B区役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を年度内に納付してきたはずなので、申立期間について保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳の夏ころに、A県B区役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を年度内に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から、A県D市へ住所変更した時点の昭和62年11月25日以降に払い出されたものと推認される。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和58年*月*日にさかのぼって行われていることがオンライン記録から確認できるが、国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の一部は時効により納付できないほか、申立人には申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、過年度納付を行った形跡も見受けられない上、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から46年8月まで

ねんきん特別便の国民年金記録によると、昭和39年5月から46年8月までの88か月について任意加入により国民年金保険料を納付した記録となっていないとされているが、私は38年6月*日に結婚し、夫はA市内のB社に技工士として勤務しており、同世代の人より多くの給料を受けていた。自宅は持家で生活は何の不自由もなかった。

国民年金保険料の納付については、昭和38年から、特に長男を出産した39年はよくおんぶしていた時に役所の集金員を名のる初老の男性が自宅へ直接、毎月か3か月に1回か集金に来たのを記憶している。専業主婦の私は何日ごろに銀行、次はガス、新聞と1か月の各種支払いのリズムを体で覚えていたので間違いなく私は申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。なお、当時の国民年金保険料は200円くらいだったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A市の集金員に国民年金保険料を納付した。」と主張しているものの、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が所持する国民年金手帳などから、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年9月6日以降に払い出されており、平成14年2月21日に記録訂正されるまでは、昭和46年9月6日に国民年金の任意加入被保険者として初めて資格取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

なお、申立人は、夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭

和 39 年 5 月 23 日から被扶養配偶者として認定されていることが確認できる。

また、A 市からは、「国民年金連絡員による毎戸訪問しての印紙の売りさばきや検認は、昭和 41 年 3 月で廃止した。」との回答を得ているほか、申立人の住所地を担当していた国民年金連絡員の所在が不明な上、申立人と同様に国民年金連絡員に国民年金保険料を納付していたとして申立人が名前を挙げた隣人は既に他界しており、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 30 日から 18 年 12 月 1 日まで

私の資格取得時の標準報酬月額及び定時決定時等の標準報酬月額が実際支給された賃金よりも低い賃金で社会保険事務所（当時）へ届出されていたことが退職後に分かり、事業主に平成 18 年 12 月から 20 年 12 月までは訂正を行ってもらったが、訂正できる期間は 2 年間でそれ以上は時効になると言われた。しかし、申立期間は届出されていた標準報酬月額 20 万円を超える賃金を受けていたので、調査の上、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び申立人から提出された平成 8 年度から 20 年度までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し及び所得税課税証明書の写しにより、当該期間に係る申立人の給与支給額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額との間に差異が認められる。

しかしながら、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し、平成 10 年度、11 年度及び 18 年度の給与所得の源泉徴収票の写し並びに 13 年度から 19 年度所得分までの所得税課税証明書の写しにより、申立期間において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額 20 万円（平成 8 年 5 月から 16 年 3 月までの期間）及び標準報酬月額 24 万円（16 年 4 月から 18 年 11 月までの期間）に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが確認できる。

また、労務関係を委託されていた社会保険労務士は、「従業員に支払った給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態

となっていたが、厚生年金保険料については、オンライン記録による標準報酬月額から算定した保険料控除額を従業員の給与から控除していた。」と証言している。

このほか、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。